

農業委員会総会議事録

(令和6年7月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年7月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所4階モニター室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 眞鍋 宣孝
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

15番 眞鍋 宣孝

午後3時00分 開会

事務局

ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号15番の眞鍋委員については、事前に欠席の届出があつております。したがいまして、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、田植も終わり一段落されていることと思います。最近梅雨の晴れ間で、本格的な夏を思わせる暑さが続いております。皆さん、農作業中の熱中症には十分注意していただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、8番の徳永芳也委員と9番の東哲治委員を、書記に事務局の角田絵梨子参事を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願までの9件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請31件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員の森山です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、親戚へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

2番から7番につきまして、地区委員会での協議の状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

3番は、子供への贈与のための所有権移転申請です。譲受人はナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

4番から6番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。4番の譲受人は水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

5番の譲受人は、水稲、露地野菜、ナスを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

6番の譲受人は、水稲、ナスを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、

露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま2番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

8番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には許可後、水稻を作付される計画です。

9番と10番は関連で、耕作の便宜上のための所有権移転の申請です。

9番の譲受人は、ミニトマト、キャベツ、ブロッコリーを栽培されている農家で、申請地には許可後もミニトマト、キャベツ、ブロッコリーを作付される計画です。

10番の譲受人は、主に水稻を栽培されている農家で、申請地には許可後、露地野菜を作付される計画です。

以上3件、地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、11番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

11番及び12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜、クリ、カキ、柑橘類を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

12番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は自宅近くの農地を取得し、露地野菜を作付することです。

譲受人には、先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま11番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、13番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

13番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、子への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キュウリ、ナスを作付されており、許可後は水稻を作付される計画で

す。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、カボチャを作付されており、許可後はタケノコを栽培される計画です。

17番から19番は、あとの20番から22番と関連で、営農型太陽光発電設備設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定する申請です。今回、更新3回目にあたります。契約期間につきましては3年間の申請で、下部農地ではミョウガを作付されております。

20番から22番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置に伴う区分地上権設定の申請です。これは太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、3条許可が必要とされるためです。

なお、支柱等の部分につきましては、同時に5条の申請を行っております。

以上、10件につきまして、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま13番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、23番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

23番から25番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番は、自家消費野菜栽培のため、所有権を移転する申請です。譲受人は会社員で、許可後は友人とともにジャガイモ、キャベツ、栗を作付される計画です。

24番は、自家消費野菜栽培のため、所有権を移転する申請です。譲受人は自営業者で、許可後は両親とともにジャガイモ、ニンジンを作付される計画です。

25番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水

稲、カンショを作付する兼業農家で、許可後はカンショを作付する計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま23番から25番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、26番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

26番から31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のため所有権移転をする申請です。譲受人は水稻、スイカ等を栽培する専業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

27番は、自家消費のため所有権移転をする申請です。所有する親戚が管理できず、贈与されるものです。譲受人は会社員ですが、自宅に近い申請地を日頃から管理しており、許可後はトマト、キュウリ、サツマイモ等の露地野菜を作付する計画です。

28番は、経営拡張のため所有権移転をする申請です。譲受人は水稻を作付する専業農家で、許可後、水稻を作付する計画です。

29番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は、申請地の隣で自家消費用の梅、柿を225㎡栽培している会社役員です。許可後はにんにく、ジャガイモ、その他露地野菜を作付する計画です。

30番は、経営拡張のため所有権移転をする申請です。譲受人は水稻を作付する兼業農家で、許可後はキュウリ、大根のほか、露地野菜を栽培する計画です。

31番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を作付する専業農家で、許可後はスイカを栽培する計画です。

以上6件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なもの

協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま26番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員の森山です。

1番と2番につきましては、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番、それから議第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の6番は関連で、転用目的を個人住宅から該当地の一部を隣接する住宅地の敷地拡張と、残りを貸駐車場へ変更する事業計画変更承認申請です。

平成26年に個人住宅を建築するため、農地法第5条の許可を受けられましたが、健康状態が悪くなり長期間にわたる返済等を含め融資条件を満たすことができず、資金調達が困難となり、建築を断念せざるを得なくなりました。そのような中に、隣接地が親族居住の住宅であったため、住宅の通路、駐車場の一部として今日まで安易に利用してこられました。本来ならば、住宅建築を断念した時点で直ちに事業計画変更に伴い、農地法に係る変更手続を行うべきところでしたが、失念していたとのことで、このたびの申請に至った次第です。

今回の申請地201㎡のうち122.07㎡については、第三者への貸駐車場、残りの79.58㎡については、隣接する住宅地の敷地拡張として申請されております。

また、79.58㎡につきましては、併せて農地法5条の許可申請をされております。

農地区分は、第3種農地の区域に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にあり、申請地から西区役所の周辺、おおむね500m以内であり、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1筆、201㎡を隣接する住宅地の敷地拡張のほか、貸駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。

資金計画、排水計画に問題はなく、事業計画の内容、周囲の状況から、周辺の営農に影響を与えることはないものと思われます。

なお、このたびの事業計画変更承認申請が遅れたこと、今日まで隣接地の住宅の通路、駐車場の一部として利用していたことについて、始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会において協議した結果、今回の事業計画の変更については、変更後において事業が確実に実施されること及び変更による周辺農地へ影響がないことが認められることから、特に問題がないものとして判断いたしました。

あわせて、変更後の事業計画についても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定します。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人が農業用資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地について検討されておりますが、ほかに適当な土地がなかったことから、自己所有の農地である申請地を選定されました。

土地利用計画は、農用資材の保管コンテナ、トラクター2台分の

駐車スペースとして整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。建築物など許可等の他法令の許可が必要な建物は、建設しない旨を申請代理人に確認をしております。工事期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可は不要であることを申請代理人に確認しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、農業倉庫への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設等に該当し、耕作の事業に必要な不許可な施設と判断いたしました。

土地利用計画は、総転用面積380㎡に農業用倉庫1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地の被害防除等については問題ありません。ただし、申請地については昭和37年に農業用倉庫が建設されておりますが、転用手続きを失念していたことから、申請人から始末書が提出されております。

なお、当該農業用倉庫が建設された昭和37年当時の旧飽田町は、都市計画区域外であったことから、建築確認は不要とされておりました。また、昭和52年に当該倉庫を増築した際には、建築確認を受けておられます。地区委員会としましては、申請人も反省し、建築物の違法性がないことから、追認許可をやむを得ないものと判断いたしま

した。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地について検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に普通自動車12台、近隣ドッグラン利用者の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、4番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、土木建設業及び左官業を営む個人が資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。

土地利用計画は、申請地445㎡のうち196.63㎡に土木関係機械を格納するための施錠できるコンテナ2台とその他作業機械の置場に利用するカーポートの計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画については問題ないものと思われ、また、周辺農地への営農条件に支障を来すおそれはないものと判断されます。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は自宅敷地を経て北側市道側溝へ放流する計画です。

なお、当申請地においては、農地法の手続を失念し、既に資材置場として使用されており、今後このようなことが無いよう注意します旨の始末書が添付されております。

また、隣接農地を今回資材置場として、同時に5条申請が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請31件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から5番までにつきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産等を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、近年宅地化が進み、若い世代の需要があり、公共の上下水道の整備が整う地域で、申請地のほか数か所の地域を検討されておりますが、売却の意思がないなどとして協議が整わず、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積2,808㎡を建築条件付売買予定地として11区画と、開発指導課の指導により、区域東側市道より新設道路、幅員5.0mを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年9月1日から令和9年9月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への開発許可事前審査回答済みとのことです。資力・信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番から4番は関連で、不動産等を営む法人が所有権を取得して建売住宅、公衆用道路、調整池及び公園に転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、使用道路に近接し、周辺も宅地化が進む地域で、申請地のほか代替地の検討をされましたが、地権者からの了承が得られず、申請地を選定されております。

土地利用計画は、立木を含む総事業面積1万2,229.73㎡、総転用面積1,966.61㎡を専用住宅36棟を建設される予定で、転用面積としては妥当なものであると判断しております。工事期間は令和6年10月1日から令和9年12月31日までで、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。資力・信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

5番は、個人で所有権を取得し、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、現在の住所地の近くで通勤に影響がない土地を複数検討されまし

たが、適当な土地が見つからず、申請地を選定したとのこと。

土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟を建築する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和6年7月20日から令和7年3月31日までの予定で、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への開発許可事前審査回答済みとのこと。資力・信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

6番につきましては、第2号議案、事業計画変更承認申請で報告したとおりとなります。

7番につきましては、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、採石業を営む法人が農地を所有権移転し、砕石置場とする転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存面積の2分の1を超えないものに該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、施設全体面積が8,9000㎡で、今回の申請面積が690㎡の採石置場の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年7月10日から令和6年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地条件の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお
願いします。

議 長 　　ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いた
します。

8番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農
地区分は、市街地化の傾向の著しい区域内で、上下水道管2管の通っ
た沿道の区域、かつ500㎡以内に複数の医療施設と小学校がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積314㎡に個人住宅、木造平家建て1棟
の建築計画で、転用面積としては適当なものと判断されます。資金計
画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指
導課からの開発行為事前審査の申請中です。工事期間は令和7年2月
28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたし
ております。

9番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区
分は、市街化の傾向の著しい区域内で、上下水道管2管の通った沿道
の区域、かつ500㎡以内に複数の医療施設と小学校がある第3種農
地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積307㎡に個人住宅木造2階建て1棟の
計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給
排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許
可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課か
ら開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和
7年7月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確
認いたしております。

10番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に隣接して設置するものに該当すると判断いたしました。土地の選定に当たっては、転用者の自己所有地は農用地区域内にあることから、周辺で代替地の検討もされておりましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積654㎡に農家住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、建売住宅の建築及び販売を行う法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,772.58㎡に建

売住宅13棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和9年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、神社を運営する宗教法人が貸借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に参拝者用の駐車場30台分の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、ボイラー工事等の事業を営む個人が所有権を取得し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業用の自動車2台と自家用車2台分の計画で、妥当な面積と判断されます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画とも問題ありません。ただ、申請地は既に駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま11番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、11番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、14番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

14番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺での代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺での代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、地縁団体が所有権を取得し、消防用倉庫及び駐車場として転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に消防用倉庫及び普通車両3台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除につきましては、問題ありません。なお、申請地は既に倉庫及び駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

17番は、個人が所有権を取得し、駐車場及び物置場として転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に普通車両3台分の駐車場及び物置設置の

計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除につきましては、問題ありません。なお、申請地は既に駐車場及び物置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

18番から20番は関連で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は、許可日から3年間となっております。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、太陽パネル1,212枚、パネルの高さ2.2mから3.87m、遮光率は80.6%、発電能力363.6kwで、支柱部分等に当たる転用面積は1.24㎡です。営農者は別途農地法3条により土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積の2,459.84㎡においては、ミョウガを作付されており、本年2月の生産状況報告においても基準収量に対して84.3%を達成しております。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、九州電力との接続に関する証明書、また、知見を有する者の意見書も添付されており、今後も継続して安定した収穫が可能と考えられます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、支柱を含めた営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を要証する資金証明書に加え、事業終了等による原状回復のための設備撤去のなされた場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書が提出されています。よって、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断しました。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま14番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
 はい。

16番 谷口憲二委員

確認ですけれども、16番の地縁団体は認可地縁団体ですか。市役所の証明書はついていますか。

事務局 市役所の証明書がつけてある認可地縁団体になります。

16番 谷口憲二委員

分かりました。それがないと登記できないので確認しました。

議長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 では、ないようでございますので、異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、18番から20番までについては、営農型太陽光発電設備の一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、21番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

21番は、不動産の売買、賃貸業等を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1，142㎡に建築条件付売買予定地5区画を造成する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和8年1月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、22番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

22番から31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたって代替地の検討もされましたが、ほかに条件の合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 514㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和7年3月31日まで予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 259㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金証明のほか、電力会社の系統連系に係る契約の案内も添付されており転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和6年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適正な土地がなかったこと、また、申請地は父名義の農地で実家に隣接する位置関係にあり、

農業経営の利便性のほか、子育てや老後の世話等を考慮し、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地185㎡に木造平家建て農家住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、開発許可は農家住宅のため不要となります。工事は令和7年7月30日完成予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件の合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3,017㎡のうち1,650㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和6年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番、27番は関連で、宅地の開発造成及び宅地分譲等を営む法人が所有権移転により建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,630.85㎡に総転用面積1,595㎡に建築条件付売買予定地として6区画の個人住宅及び道路の配置計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画については、土地取得費を含めた総事業費の全てを自己資金で賄う予定で、残高証明書が添付されております。雨水は排水溝側溝に集水し、市道側溝へ放流する計画です。生活雑排水や汚水は各戸に汚水枡を設置し、公共下水管へ接続放流する計画です。工期は、許可日から令和7年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手することを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査申出書回答済みです。

28番は、土木建設業及び左官業を営む個人が、所有権移転により資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、自宅に隣接する位置にあり、防犯上も適正であるため選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 142㎡に砕石、砂等の資材のほか、重機やダンプ、トラックの駐車場及び通路の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和6年8月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番は、建設業を営む法人が、所有権移転による資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また会社に近く適地であるため選定されたものです。

土地利用計画は、申請地708㎡に砕石・砂等の資材置場及び通路の配置計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和7年6月30日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、他に条件が合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、1, 101㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和6年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件

に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 104㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約の案内も添付されており転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われまます。工期は、許可日から令和7年3月31日まで予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上10件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま22番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案及び第7号議案は関連ですので、併せて説明します。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

一覧は、議案書18ページをご覧ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は19ページの1番から22ページの10番までの合計10件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は10件合わせて、田1万9,001㎡、畑8,075㎡の合計2万7,076㎡です。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は23ページの11番から25ページの19番までの合計9件で、契約期間別では6年未満が2件、10年以上が7件で、面積は9件合わせて、田のみで2万6,281㎡です。なお、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は水稲、大豆、麦です。

次に、再設定分です。明細は25ページの20番から22番までの

合計3件で、契約期間別では6年未満が2件、10年以上が1件で、面積は3件合わせて、田のみで1万3,364㎡です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第6号議案です。一覧は、議案書26ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は27ページの1番から68ページの123番までで、契約期間別では6年未満が68件、10年以上が55件で、面積は123件合わせて、田30万6,245㎡、畑4万336㎡の合計34万6,581㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。このうち、全て一括方式となっております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第5号及び第6号議案の説明につきましては以上です。

最後に、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明します。

明細は、議案書69ページの1番から70ページの6番までの6件です。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案及び第6号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第7号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定します。
続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況、調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、相続税の納税猶予継続のための証明願です。

1番と2番の願出人は夫婦で、対象農地6筆を願出人自らの世帯で引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

3番は、同じく相続税の納税猶予継続のための証明願です。対象農地8筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上3件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、第9号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況、調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、特定貸付けによる相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人が納税猶予を受ける対象農地22筆を中間管理機構へ適正に貸付されていれば、納税猶予の継続が可能となっております。対象地は

中間管理機構である熊本県農業公社に引き続き貸し付けられ、その農地について現在も営農が継続されていることを地元委員が確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定します。続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から10番までの合計125件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議長 　　次に、次第6のその他です。地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　地域計画に関する進捗状況報告です。
まず、実施報告ですが、白浜及び白浜東地区が6月11日、船津・清田地区が6月13日、塩屋地区が6月18日、芳野地区が6月21日、全て河内地区でございますが、それぞれ2回目の協議が行われました。
次に、今後の予定ですが、松尾地区及び小島地区が7月23日、中島地区が7月25日、植木地区の10地区においては8月2日に、それぞれ1回目の協議が行われる予定となっております。
また、他の地区でも今後の協議開催に向け準備が行われておりますので、対象地区の地元委員の皆様におかれましては、お手数ですが今後ともご協力お願いいたします。
以上、報告を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
ないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決された案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。
それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時16分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年7月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 徳永 芳也

署名委員 東 哲治

書 記 角田 絵梨子